

基本使用料(屋外体育施設)		改定前		改訂後	
施設名	使用区分	使用料		使用料	
		9時～19時	19時～21時30分	9時～19時	19時～21時30分
長山公園グラウンド	市民以外の者が使用する 場合	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,530</u>	<u>1,530</u>
弁天緑地グラウンド (野球場)	市民以外の者が使用する 場合	<u>1,500</u>	＼	<u>1,530</u>	＼
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	市民以外の者が使用する 場合	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,530</u>	<u>1,530</u>
あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用する 場合	<u>1,500</u>	＼	<u>1,530</u>	＼
庭球場 (1面当たり)	市民以外の者が使用する 場合	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>610</u>	<u>610</u>

基本使用料(物品販売等)

	改定前	改訂後
使用区分	使用料(1日 当たり)	使用料(1日 当たり)
使用する面積が20平方 メートル以下の場合	<u>1件につき 2,000円</u>	<u>1件につき 2,040円</u>

附属設備の使用料

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	改定前		改訂後		超過料金
				使用料	使用料	使用料	使用料	
勝山市長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>3,000</u>	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>3,140</u>	照明の点 灯超過時 間が30分 未満の ときは、使 用料の4分 の1増。30 分以上1時 間未満の 場合は4分 の2増とす る。
		市民以外の 者が使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>9,000</u>	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>9,420</u>	
		市民が市民 以外の者と 混合使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>6,000</u>	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>6,280</u>	
勝山市庭球場	照明施設	市民が使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>600</u>	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>630</u>	
		市民以外の 者が使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>1,800</u>	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>1,890</u>	
		市民が市民 以外の者と 混合使用する 場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>1,200</u>	使用時間 帯、1コート 照明点 灯	<u>1,260</u>	
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	照明施設	市民が使用する 場合	午後7時から午後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>600</u>	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>630</u>	
		市民以外の 者が使用する 場合	午後7時から午後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>1,800</u>	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>1,890</u>	
		市民が市民 以外の者と 混合使用する 場合	午後7時から午後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>1,200</u>	使用時間 帯1コート 照明点 灯	<u>1,260</u>	

附属備品の使用料

			改定前	改訂後
施設名	附属備品名	使用時間	使用料	使用料
長尾山総合公園クロス カントリーコース	クロスカン トリース キー用具一 式	1時間	<u>500</u>	<u>520</u>
		半日(3時間)	<u>800</u>	<u>840</u>
		1日(6時間)	<u>1,500</u>	<u>1,570</u>
	スノー シュー	1時間	<u>300</u>	<u>310</u>
		半日(3時間)	<u>500</u>	<u>520</u>
		1日(6時間)	<u>700</u>	<u>730</u>